

市職労退職者の会

だより
No 19
2014.1.15

かつたのでとても参考になった」「遺言状などの書き方や相続人のことももっと詳しく聞きたい」など意見が寄せら

道の旧宿場町を訪ねるシリーズの企画、セカンドライフ・サロンでの生活に役立つ情報、花めぐり健康ウォークなど、さらに会員の皆さんからの投稿による「退職者の会だより」の内容充実なども出されました。

第6回総会、48人が出席 新年度方針など確認

市職労退職者の会は、1月11日(土)午前11時から平和楼天神店で会員48名が出席して、第6回総会を開きました。

開会に先立って、記念講話として会員の皆さんから要望のあった『相続手続きについての概要』を吉田隆二さん(行政書士・退職者会会員)から伺いました。参加者からの質問・意見では「誰に相談したら良いのか分からない

れました。
通信費納入は331人

引き続き総会では、飯尾哲さんを議長に選出し議事が進められ、横多事務局長の活動報告・決算報告等を全員の拍手で承認しました。決算報告に関して会員の皆さんから納付いただいた通信費が合計622,820円(331人分で振り込み手数料除く)に対して、支出済みの郵送料が324,720円で残額が301,197円となっている。現在の1回当たり“だより送付料”が30,000円程度かかっており約2年半分の残金となることも報告されました。

企画充実で「街道を歩く」のシリーズ

また、新活動方針では好評の「歴史散歩」をさらに充実させるため、長崎街道や唐津街



杉山 勝さんとお仲間の浜本さん演奏です

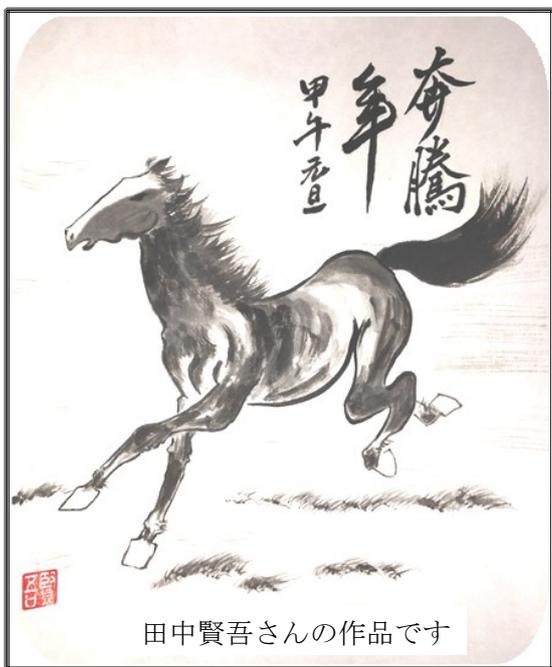
最後に退職者の会役員については二年任期のため引き続き岡田洋会長以下12名の役員を確認しました。

会長 岡田洋(以下敬称略)
副会長 大野節子、近藤康秀、原田松美
監査 田中賢吾
事務局 横多文男
幹事 阿志賀一夫、飯尾哲、日下部恭久、長峰純治、林良一、原井恵美子

マンドリンとギターの共演

総会後には祝賀演奏として大宰府マンドリン倶楽部の会長で元市職員の杉山勝さんと同クラブのお仲間の浜本さんによるマンドリンとギターの共演で、「浜辺の歌」など懐かしい曲の演奏を楽しませて頂きました。

そして、近藤副会長の乾杯の音頭で新年の懇親会を開き、和やかに新年をみんなで祝いました。



田中賢吾さんの作品です

今年「馬」年、人間に身近な動物として
先史時代から親しまれている馬ですが、それ
だけに「馬」のつく言葉は豊富です。

馬鹿 中国は秦の時代、ある権力者が自

らの権勢を示すため、皇帝に鹿を「馬です」と献上。その権力者を恐れ、誰も「鹿だ」と言い返せなかったという故事が語源という説があります。ちなみに馬の親戚筋にあたるロバの英語名ドンキー (donkey) には「のろま」「馬鹿」という意味がありますが、言うまでもなく、馬もロバも本当は賢い動物です。

下馬評 昔、城や社寺の門前では馬を降りなければなりません。こうした場所を下馬先といいます。お供の者同士が下馬先であれこれ噂話をしたことから「下馬評」と表すようになりました。

野次馬 語源は「親父馬」。年老いた馬は役に立たず、時にはあばれ馬にもなることから、周りで騒ぐだけで役に立たない人を指す言葉になったとか。親父は役立たずにならないよう、午年の新年に心新たにスタート。

馬脚を現す 馬の脚役を演じている役者の姿が芝居中に見えてしまうこと

で、隠れていた正体があらわになることを意味します。

さて、2年目に突入した安倍政権ですが、原発再稼働や消費税増税と法人税減税、TPPへの参加などなど、国民世論を無視した強引な政治手法は、あらわになった馬脚をとて4本では足りなさそうです。

「市職労退職者の会」役員会では、昨年末の国会で安倍内閣が強行可決した特定秘密保護法の危険な本質に鑑みて、公務員OBとして黙って見過ごすことは許されないと話し合い、このアピールを「退職者の会だより」の紙面で発表することを決めました。

特定秘密保護法の廃止を求めるアピール

安倍内閣は国民の基本的な人権を侵害する特定秘密保護法を、どの世論調査でも国民の8割が廃案・慎重審議を求める中、衆参両院で強行可決しました。

特定秘密保護法では“何が国家秘密に該当するかも秘密”とされたうえに、①特定秘密事項に関わる業務に従事する者が内容を漏らしたときは10年以下の懲役、②知得したものが漏らした場合は5年以下の懲役(第22条)、③に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は扇動した者は、3年以下の懲役に処する(第23条)などと規定しています。このため特定秘密事項に関わる業務に従事する者は、公務員であれ民間人であれ全て処罰の

〈楽しいお便りお待ちしております〉

「退職者の会」に皆さんの楽しいお便りを
お寄せください。

《送付先》福岡市職労退職者の会 宛

FAX 092-714-4013

住所 福岡市中央区天神1-8-1

対象とされます。マスコミ関係者の取材活動はもちろん、一般国民が偶然に知り得た特定秘密に該当する情報であっても、漏らした場合には罰則が適用される可能性があります。

まさに国民の基本的な人権を抑圧する憲法違反の国民弾圧の法と言わざるを得ません。「物言わぬ、言わせぬ国家づくり」が進み、国民の知らない間に戦争する国づくりに向けた準備が急速に進むこととなります。

私たちは、このような民主主義を蹂躪する法律が与党によって強行可決され施行されることに強く抗議し、特定秘密保護法の廃止を強く求めます。

福岡市職労退職者の会役員会

2014年1月11日